

島本町避難所運営マニュアル

令和２年３月

島本町

目 次

は じ め に

第1章 総則

第1節 避難所をめぐる基本的事項

1 避難所の目的	2
2 避難所の機能	2
3 対象とする避難者	3
4 大規模災害時の避難所の状況想定	4
5 関係機関の役割	9

第2節 事前対策

1 避難所の指定方針	10
2 避難所の防災拠点化	11
3 福祉避難所の指定	11
4 施設・設備等の整備	12
5 避難所の管理・運営体制の整備	12
6 避難所としての施設利用	13
7 避難所における備蓄等	16
8 避難所開設・運営の訓練	17
9 避難所の周知	17
10 ボランティアの受入れ体制の整備	17

第3節 応急対策

1 避難所の開設	18
2 避難所の開設期間	18
3 避難所担当職員の配置と役割	19
4 避難者・避難所の情報管理	21
5 要配慮者への対応	22
6 食料・水・生活必需品等の提供	27
7 生活場所の提供	28
8 健康の確保	28
9 衛生環境の提供	29

10	愛護動物への対応	29
11	広報・相談対応	31
12	ボランティアの受入	31
13	地域の防災拠点機能	31
14	帰宅困難者への対応	31
15	避難所の統廃合・撤収	32

第4節 地域住民による避難所の運営

1	居住組の役割	34
2	総務班の役割	34
3	被災者管理班の役割	35
4	情報広報班の役割	36
5	施設管理班の役割	37
6	食料・物資班の役割	38
7	救護班の役割	39
8	衛生班の役割	40
9	ボランティア班の役割	42

第2章 避難所の開設から撤収まで

1	避難所の開設準備	43
2	施設の開錠・開門	43
3	避難所の運営	43

資料―指定している避難所等

スフィアプロジェクト（参考）

被災者にとって「正しい」支援とは被災者が安定した状況で、尊厳をもって生存し、回復するために、あるべき人道対応・実現すべき状況とはどのようなものか。この国際的なプロジェクトでは「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」を「スフィア・ハンドブック」にまとめています。今後の我が国の「避難所の質の向上」を考えると、参考にすべき国際基準となります。

は じ め に

地震、台風、大雨等により大規模な災害が発生した場合、住家の倒壊や流失、火災、ライフラインの途絶等により、多数の被災者が長期に亘る避難所生活を余儀なくされることは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災の例を見れば明らかである。

災害発生直後において避難所は、生命及び身体の安全を確保するための場所としての役割が中心であるが、時間の経過とともに、避難住民が寝食をともにする「生活の場」としての役割に移行する。

避難所は、その多くが教育の場である学校施設や自己啓発の場である公民館等となっているが、これらは災害時使用を一義的な目的としたものではないことから、施設の構造や設備の面において避難所としての機能を十分に発揮しうるものとは言えず、高齢者や障がい者等の要配慮者を含む避難住民に対して、運営面できめ細かい配慮を行うことが重要である。

このため、避難住民の多様なニーズに応じた避難所運営を実施することができるよう、これまでの災害等を参考にしながら、「安全確保及び生活の場としての避難所」「要配慮者に配慮した避難所」「住民の共助により運営される避難所」の3つの視点に着目し「島本町避難所運営マニュアル」を作成した。

本マニュアル及び本町地域防災計画を踏まえ、地域の実情に応じた実践的な避難所の運営に努めるとともに、住民、ボランティア団体等と連携した避難所運営訓練等による検証と対策へのフィードバックを通じて、避難所に関する対策、ひいては地域防災力の一層の充実・強化を図るものである。

令和2年3月

第 1 章 総則

第 1 節 避難所をめぐる基本的事項

1 避難所の目的

「避難所」は、町があらかじめ指定している避難施設で、災害時等に町長が開設・管理・運営し、被災者に安全と安心の場を提供することを目的とする。

2 避難所の機能

避難所は、災害時等において、住民の生命の安全を確保する避難施設として、さらには一時的に生活する施設として重要な役割を果たす。特に、障がい者や高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人等（以下、「要配慮者」という。）にとっては、急激な生活変化となることから、支援にあたっては十分な配慮が必要である。

また、避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮されるよう努める必要がある。

避難所で提供する生活支援の主な内容は次のとおりである。

(1) 安全・安心な生活等

① 安全の確保

地震活動や風水害による住家の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合など、災害時等において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受け入れ、生命・身体を安全を確保する。

② 食料・水・生活必需品等の提供

避難者に非常食や食材、飲料水、毛布、生活必需品等の提供を行う。

なお、ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い必要性が減少する。

③ 生活場所の提供

住家の倒壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間に亘って、生活の場を提供する。

季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等生活環境の改善が必要となる。

(2) 保健、医療、衛生

① 健康の確保

避難者の傷病の治療や健康相談等の保健医療サービスの提供を行う。初期は緊急医療、巡回健康相談等が中心であるが、やむを得ず避難所生活が長期化した場合は、心のケア等が重要となる。

② 衛生的環境の提供

避難者が生活する上で必要となるトイレ、風呂・シャワー、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する。

なお、避難生活が続く限り継続して必要となる。

(3) 情報、コミュニティ

① 情報の提供・交換・収集

避難者に対し、災害情報や安否情報、支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行えるようにする。

また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、行政機関等外部へ発信する。

② コミュニティの維持・形成

避難している近隣の住民同士が互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持する必要がある。

なお、避難が長期化した場合は、コミュニティ形成の重要性が高まる。

3 対象とする避難者

(1) 災害救助法では、次の者を避難所の受入れの対象としている。

① 災害によって現に被害を受けた者

- ・住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・現に被害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）

② 災害によって被害を受けるおそれがある者

- ・避難勧告・指示（緊急）等の対象となる者
- ・避難勧告・指示（緊急）等は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者

(2) 要配慮者に対する避難所での配慮として、主に挙げられるのは次のとおりである。

災害発生直後は避難者が極度のストレス状態にあり、健常な者であっても体調を崩しやすい状態にある。要配慮者の避難があった場合、特別の配慮（室内への優先的避難、要配慮者の要望に対応した食料・物資の調達、保健医療サービスの提供、通訳の派遣等）が必要である。

また、要配慮者については、きめ細かい対応を行うことが重要であり、必要に応じて適切な支援が提供できる二次的な受入れ施設（福祉避難所等）への移送に備える必要がある。なお、医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。

障がい者、高齢者の居住割合が高い地域では、あらかじめ避難所に必要な施設・設備や食料・物資を備えるとともに福祉避難所の指定など、事前に避難所受入れの際の対策を地域で検討しておく必要がある。

- (3) 避難所における市町村の救援対策の対象には、避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）、地震活動・二次災害のおそれや情報不足により不安を覚える住民等を含む必要がある。
- (4) 被災地外（市町村域又は府域の外）に避難している被災者に対しても、府及び受入れ先の自治体と連携して情報提供等必要な支援を行う。
- (5) 帰宅が困難になった者が駅等に滞留した場合、事業者等と連携し、避難所等を確保する。

4 大規模災害時の避難所の状況想定

災害時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化する。したがって、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討する必要がある。

ここでは、大規模地震発生時の避難所の状況を阪神・淡路大震災時の事例を踏まえて想定することとし、災害発生の時間帯・季節や災害の種別による留意点を次のとおり示す。

(1) 時系列（大規模地震発生時を基本として）

一般的には災害救助法に定める日数（7日間）が基本となるが、ここでは、大規模地震発生時における避難所の状況として、次のとおり3か月までの想定を記載した。

時 期	避難所の状況想定
災害発生直後 ～3日程度	・避難者が避難所に殺到し、精神的にも不安定な状況。 ・指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難な段階。 ・避難所によっては、避難所担当職員や施設管理者が到着する以前に、避難者が施設内に入ることも予想される。 ・翌日以降も地震活動や降雨などによる二次災害・複合災害のおそれ、大規模火災、危険物漏洩等により避難者が移動・拡大し、混乱することも考えられる。 ・災害対策本部から食料・物資等を十分に、また安定的に供給することは困難な状況が予想される。その場合、全避難者に食料等を等しく提供することが困難となり、トラブルも発生しやすい。 ・ライフラインの停止により水洗トイレが利用できなくなり、また、仮設トイレの配備も交通渋滞などによって遅滞しやすい。 ・各種の情報が不足し、被災者の不安が拡大しやすい。 ・町及び避難所に安否確認の問い合わせが集中する。 ・要配慮者については、情報伝達が十分に行われず状況の把握が困難となりがちである。 ・障がい者の実数把握、避難連絡や誘導方法等の未確立による混乱が生じる。

時 期	避難所の状況想定
	・車いす常用の障がい者は、自力では避難所に移動できない。 ・重度の視覚障がい者も移動に手引等の介助が必要である。 ・重度の心臓、腎臓、呼吸器等の内部障がい者も移動が困難。 ・聴覚障がい者は情報伝達（発信・受信）が困難。FAX、携帯電話のメール等での情報保障が必要である。 ・避難所で障がい特性についての理解が十分なされず、トラブルや困難が発生する事態が予想される。 ・人工透析が必要な障がい者の医療の確保が急務。 ・医療的なケアを必要とする障がい者に対する対応が必要（人工呼吸器、胃婁、痰吸入、とろみ食等への対応）。 ・ストマ等を必要とする障がい者への用具（ストマ用装具、オムツ等）の不足が予想される。 ・補聴器を利用する聴覚障がい者については、電池の補充が必要となる。
3 日 ～ 1 週間程度	・食料等は、概ね供給されるようになるが、加熱した食事の要望等ニーズが多様化する。 ・避難者数は流動的な段階である。 ・3日目頃からは、避難者が落ち着きを見せ始める一方で、健康状態や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れる場合、食料や生活用水の確保、入浴の機会といったニーズが、避難者のみならず、地域の在宅被災者も含めて、より拡大することが予想される。 ・ボランティアや物資等については、避難所間で格差が生じる場合がある。 ・体調悪化により避難所での生活が困難になり、病院・福祉避難所等への移送が必要になる。 ・環境の激変に対する精神的ストレスによる不眠等への対応。 ・常備薬の確保。健康管理（高血圧、糖尿等）。 ・障がい特性に配慮し、障がい者から個別に必要な支援を聴取し、支援を行うことが求められる。 ・視覚・聴覚障がい者への情報保障※（※：代替手段を用いて情報を提供すること）。
1 週間 ～ 2 週間程度	・被災地外からの支援活動が本格化し、人材を要する対策が期待できる段階である。 ・避難者の退出が増え、避難者だけでは避難所の自主運営体制を維

時 期	避難所の状況想定
	持することが困難となる。 ・ 臨時指定施設、民間施設等の避難所については、避難所の統廃合を始めることになる。 ・ 避難生活の長期化に伴い、衛生環境が悪化してくる。 ・ 学校避難所では、教職員が本来業務へシフトする段階となる。 ・ 避難者の通勤・通学等が再開され、避難所は生活の場としての性格が強まってくる。 ・ 避難所の中にいる人と外にいる人との公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める。 ・ 障がい者への移動手段の確保（ボランティア等）。 ・ 視覚・聴覚障がい者への情報保障。 ・ 手話ができる者、ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材による支援が必要になる。
2週間 ～3か月程度	・ 避難所の状況は、概ね落ち着いた状態となる。 ・ ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・ 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不安が強まる段階である。 ・ 住宅の応急修理や応急仮設住宅の供与等による住まいの確保が最重要課題となる。 ・ 避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が難しくなる。 ・ 季節の変化に伴い、それまでとは異なった対策が求められる。 <季節を考慮した対策> ○ 冷暖房設備の整備 避難所内の空気調節に配慮した対応ができるよう空調設備や冷暖房機器の整備を検討する。 ○ 生鮮食料品等の備蓄に向けた設備の整備 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備機器の整備を検討する。 ○ 簡易入浴施設の確保 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。 ・ 仮設住宅の提供や相談により、避難所の撤収に向けて自治体が本格的に動かなければならない段階。

時 期	避難所の状況想定
	・避難生活が長期化することに伴い、避難者の身体機能の低下や心の問題が懸念されるため、保健・医療サービスの提供が必要である（特に要配慮者に留意）。 ・以前の生活に戻ることを前提に、帰宅して生活できるように障がい配慮した家の補修、被災前の支援（ヘルパー等）の確保が必要。 ・帰宅後の安否確認、必要な支援の確認等は継続。 ・視覚・聴覚障がい者への情報保障。 ・住居の確保ができない、被災前の介護サービスが確保できない障がい者に対して、仮設住宅でのバリアフリー化対応、介護サービスの確保が必要。

(2) 発生時間帯・季節が異なる地震災害における留意事項

災害発生の時間帯によって、次のような事象・課題等が考えられるため、これらに留意する必要がある。

条 件	留 意 事 項
日 中	・学校では、教職員は教育活動の再編に向け、児童生徒の安全確認、保護者などとの連絡に追われ、避難者が使用できる避難スペースも不足する。 ・家族が離散した状態で、安否や避難先の確認に支障が生じる（電話需要が増大する）。 ・観光地等では、帰宅困難者の滞留が発生する。 ・大規模火災が多発し、使用できない避難所が増えたり、他地域に避難したりするために地域コミュニティが分散する。 ・本庁舎から遠い避難所へは、交通渋滞等のため、避難所担当職員がなかなか到達できない。 ・住宅地等では、要配慮者である障がい者や高齢者、子どもが多く、成人男性は少ない。 ・事業所・商店・交通機関等において、大規模な事故・火災等が多発し、混乱・パニックが生じるおそれがある。 ・居場所を特定できないため、救出・救助、行方不明者の搜索、安否・身元の確認などに時間を要する。
夕方・夜	・停電・暗闇の中で避難や対策を開始しなければならないため、実施に困難が伴い、被害が拡大しやすい。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。 ・避難途中や避難所内の事故も多発しやすい。

条 件	留 意 事 項
	・その他、深夜の発災では、日中と同様に、家族離散、事故等に伴う混乱が生じやすい。 ・勤務時間外に発生した場合は、避難所担当職員や施設管理者が避難所に到着するのに時間を要する。
冬 季	・寒さを凌ぐことが必要となり、被災者が健康を害しやすい。 ・火気の使用率が高く、火災が多発しやすい。強風時には大規模な延焼となりやすい。
夏 季	・降雨による二次災害の危険性が高くなる。 ・暑さとの戦いとなり、避難所内の衛生対策、保健対策が早期に必要なになる（食品、飲料水、生ゴミ、入浴、洗濯、扇風機等）。 ・家庭や商店内の在庫食材や、救援食料が傷みやすく、食料の確保が困難となる。 ・雨が降りやすい時期では、屋外の利用（テント、グラウンド利用等）が困難になる。

(3) 他の災害の場合における留意事項

地震以外の災害・事故等においては、次の点に留意する必要がある。風水害の場合は、災害の発生が概ね事前に予測できるため、避難勧告、避難誘導等の対策を万全に行う必要がある。

災害の種類	留 意 事 項
風水害	・広範囲にわたって浸水被害等が発生し、地域全体の避難所が使用できなくなるおそれがある。 ・浸水等により、避難所及び周辺の衛生状態が著しく悪化するおそれがある。 ・土石竹木、大量のゴミ等が堆積する。 ・浸水等により、地階や低層階に保管されている備蓄物資等が使用できなくなるおそれがある。
危険物事故等	・広範囲に避難勧告・指示（緊急）等が発令され、多数の避難者が他の地域への避難を余儀なくされるおそれがある。

【参考：移り変わる避難所ニーズへの対応について】

阪神・淡路大震災においては、時期ごとに次のような品目が要望された。

時 期	需 要 品 目
1 月 (17 日～31 日)	水、食料、生理用品、毛布、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、医薬品
2 月	カセットコンロ、防寒着、肌着、おむつ、ブルーシート、マスク、プロパンガス

3月	洗剤、清掃用具、トイレトペーパー、鍋、釜、調理用具、調味料類
4月	調味料類、事務用品、ごみバケツ、ごみ袋、トイレトペーパー、ティッシュペーパー
5月	殺虫剤、液体蚊取り器、蚊取り線香、ごみ袋、ガムテープ
6月	FAX用紙、殺虫剤、液体蚊取り器、くん煙剤、トイレ消臭剤
7月	タオルケット、殺虫剤、蚊取り線香
8月	段ボール（引越し用）、ガムテープ、布テープ

5 関係機関の役割

避難所の管理・運営において、関係機関の役割は概ね次のとおり。

(1) 国

地方公共団体等が処理する事務又は業務の実施推進とその総合調整及び経費の負担とその適正化を図る。

(2) 大阪府

被災者支援対策を実施する市町村を総合的・広域的観点から支援する。

(3) 町

避難所を開設・管理・運営し、避難者を支援するほか、避難所を拠点とする被災者支援対策を行う。

(4) 避難所の施設管理者

施設が被害を受けた場合の早期復旧と、事前の取り決めにに基づき町が行う避難所の開設・管理・運営、避難者が行う避難所の自主的運営への協力を行う。

(5) 避難者

避難所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に協力・参加する。

(6) 自主防災組織等地域住民

避難所の運営を支援するとともに、避難所を拠点とする支援対策に主体的に参画する。

(7) ボランティア

避難所の運営を支援する。

(8) その他関係機関

町等と連携して対策を実施、又は支援する。

第2節 事前対策

1 避難所の指定方針

- (1) 避難所として指定する施設は、地域的な特性や過去の災害教訓、想定される災害等を踏まえ、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、要配慮者が車いす等により施設内をスムーズに移動できるよう、できる限り生活面での物理的障壁が除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校等の公共施設とすることが必要である。

《事前対策》

⇒総合的な災害時の公共施設等利用計画

- ・避難所は、原則として町が所有する施設を指定する。
 - ・国及び府や民間の施設を避難所に指定することも考えられることから、施設設置者・施設管理者と十分に調整し、協定の締結等を含めあらかじめ取り決めをしておく。
 - ・救護所や救援物資の集配拠点など、特に災害発生直後から必要となる施設については、あらかじめ予備も含めて候補施設を定めておく。
- (2) 町は、被害想定調査によって得られた最大規模の避難者数の収容を可能とすることを目標に、避難所の指定を行う。

《事前対策》

⇒相互応援協定等に基づく市町村域外の避難所確保計画

- ・他市町村域で避難所を確保する場合の職員の派遣・連絡方法、費用の負担等について、相互応援協定等に基づいて具体的に定めておく。

⇒避難者の移送計画

- ・収容能力が町域内で大幅に不足することが予想される場合は、避難者の移送が必要となることから、相互応援協定に基づく移送計画を具体的に検討しておく必要がある。

⇒応急的な避難所確保の計画

- ・災害発生後、大型テントや船舶などを活用し、応急的に避難所を確保することを想定しておくことも必要である。

- (3) 一施設の収容者数は、概ね数百人程度までとすることが望ましい。
- (4) 計画上の避難圏域は、日常の徒歩での生活圏に配慮し、小学校区が基本となるが、地形によっては、集落等の単位を基本とすることも必要である。
- (5) 各地域で想定される様々な災害に対して、安全が確保される施設を指定する。
- (6) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 避難所の防災拠点化

小中学校等の避難所が、住民にとって地域防災のシンボルになっていることも考慮し、生活に支障を生じているすべての被災者にサービスを提供する機能をもった「地域の防災拠点」として、避難所を位置付けることを検討する。

また、避難所は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備や、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

《「地域の防災拠点」における活動（例）》

項 目	活 動 内 容
食料・水・生活必需品等の提供	・在宅被災者の食料・水・生活必需品等のニーズ把握、配布
健康の確保	・巡回健康相談、医療教護活動等の実施
衛生的環境の提供	・地域の清掃、ごみ出し、トイレ使用等のルール作り
情報の提供・交換・収集	・要配慮者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施、手続き等の受付
その他の対策	・行方不明者の搜索、救助活動 ・地域の防火・防犯のための見回りの実施等

3 福祉避難所の指定

町は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する。

《事前対策》

⇒福祉避難所の指定

- ・関係機関の協力を得て、町域内で福祉避難所を分散して指定することが望ましい。独立した適切な施設がない場合は、避難所内の適切な部屋を充てることも考えられる。
- ・相互応援協定を締結している市町村間等で他市町村域の福祉避難所の利用が円滑に行えるよう、あらかじめ具体的な手順等を定めておくことも考えられる。
- ・対象となる避難者は避難所への移動が困難な場合があることから、消防団、自

主防災組織、自治会等の協力も得て移動の際の援助を行う必要がある。

⇒福祉避難所での人材、設備・器具等の確保計画の策定

- ・福祉避難所での介助員等を、関係団体等の協力も得て確保する必要がある。また、設備・器具等についても、指定施設に整備するとともに、不足に備えて調達・確保するための計画を策定する必要がある。

⇒緊急一時入所等の実施計画の策定

- ・障がいや傷病により多様な専門施設への緊急一時入所を行う必要が生じることが考えられるため、連絡調整の窓口、要請系統等も定めておく必要がある。

4 施設・設備等の整備

- (1) 避難所となる施設は、非構造部材も含め耐震、耐火構造で非常用電源を備えた施設を原則として選定する。

《事前対策》

⇒耐震診断、耐震改修等の計画的実施

- (2) 避難所となる施設は、できる限りバリアフリー化された施設を選定する。

《事前対策》

⇒高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づく整備

⇒障がい者等が落ち着ける環境づくりに関する工夫の実施

⇒障がい特性に対応したコミュニケーション手段の確保など

- (3) 避難所となる施設は、災害時にも最低限の機能を維持し、避難所の管理・運営が円滑に行われ、避難者の衛生的な生活が確保できるよう、設備の整備を図る必要がある。

《事前対策》

⇒避難所の施設・設備の計画的整備

- (4) 避難所となる施設では、避難者に対し、情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備を図る必要がある。

5 避難所の管理・運営体制の整備

災害発生直後の混乱状態の中で避難所を円滑に開設・管理・運営するために、町は次の体制の整備を事前に行っておくことが大切である。

- (1) 避難所ごとに、派遣する避難所担当職員をあらかじめ2名以上定めておく。

《事前対策》

⇒避難所担当職員派遣計画の策定

- ・職員の勤務地・居住地等を考慮して、災害発生時に避難所に派遣する避難所担当職員、派遣する基準等を具体化する。すべての避難所に担当職員を派遣する

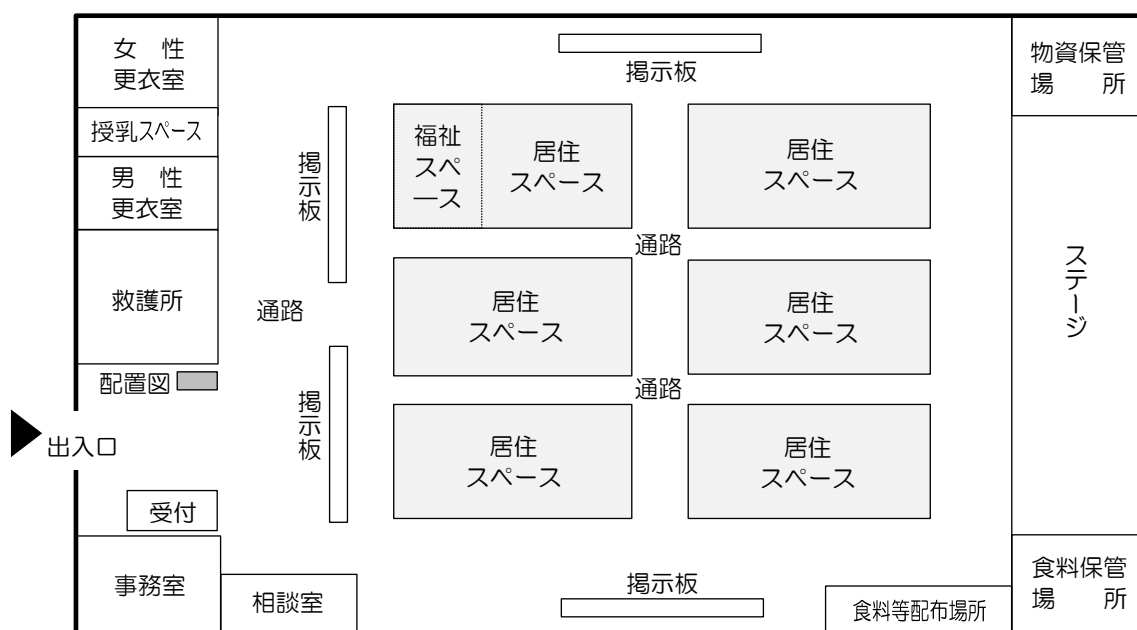
ことが困難な場合は、拠点となる避難所に集中して担当職員を派遣し、当該拠点で複数の避難所に関する対応を図る方法も考えられる。また、その後の応援職員等の確保についても定めておく。

- (2) 大規模災害にあつては、避難所の開設期間が7日以上に及ぶことも想定して避難所の管理・運営、連絡調整に携わる体制を整備する。
- (3) 避難所の管理・運営を担当する係は、避難所運営のためのマニュアルを作成し災害対策本部と避難所の間で効率的な情報を共有するために必要な帳票、協定等に基づく様式、連絡・要請・調達先等のリストを整備、保存しておく。

6 避難所としての施設利用

【避難所の利用スペース分類（例）】

■学校体育館の場合の居住スペースのレイアウト（例）



- (1) 避難所として利用する範囲を、利用する避難施設の施設管理者とあらかじめ協議し、災害時における施設利用計画を策定する。
- (2) 避難所を運営するために、就寝場所のほか、避難所運営・救援活動・避難生活等のために必要なスペースを避難所内外で順次確保する。

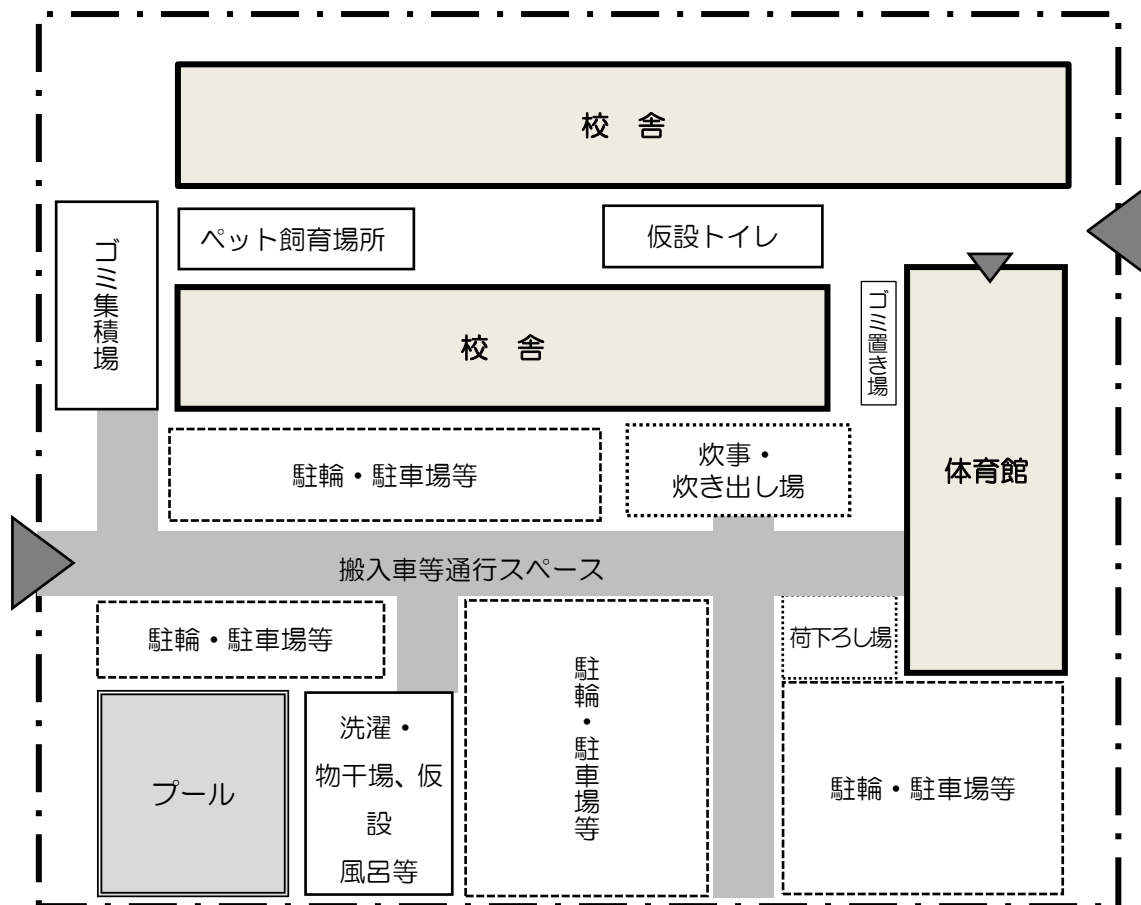
《就寝場所のほか、避難所に設けるべきスペース》

各項内のスペースは、概ね優先順位に従って記載している。「○」は当初から設けること、「室」は独立させることが望ましいものである。

区 分		設 置 場 所 等
① 避 難 所 運 営 用	○避難者の受付所	・ 避難スペースの玄関近くに設ける。
	○事務室	・ 避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・ 部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報等は別室（施錠できるロッカー等）で保管する。
	○広報場所	・ 避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・ 避難者や在宅被災者に災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
	会議場所	・ 事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する（専用スペースとする必要はない。）。
	仮眠所 （避難所運営者）	・ 事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保する。
② 救 護 活 動 用	○救護所	・ すべての避難所に行政機関等の救護所が設置されるとは限らないが、救護テントの設置や施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作る。
	育児室	・ 就寝場所から離れた場所をできるだけ早く確保する。 （乳幼児の泣き声など、両親や家族の心理的なプレッシャーを和らげるとともに周辺の避難者の安眠を確保する。）
	物資等の保管場所	・ 救援物資などを収納・管理する場所。 ・ 食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしない。
	物資等の配付場所	・ 物資や食料を配付する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられる。
	特設公衆電話の設置場所	・ 屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置する。 ・ 日が経過するにつれ、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設ける。

区 分		設 置 場 所 等
③ 避 難 生 活 用	○更衣室 (兼授乳場所)	・女性用更衣室は、授乳場所も兼ねることがあるため、速やかに個室を確保する（又は仕切りを設ける。）。
	相談室	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所(個室)を確保する。
	遊戯場、勉強場所	・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。就寝場所からは少し離れた場所に設置する。
	調理場 (電気調理器具)	・電気が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける（電気容量に注意が必要。）。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、いすなどを置いたコーナーを作ることでもよい。会議場所、娱乐场所などとしても活用する。
④ 屋 外	仮設トイレ	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行ける（高齢者や障がい者が行きやすい）場所とする。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が侵入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設ける。
	物資等の荷下ろし場	・トラックが進入しやすい所に確保する。 ・屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴場 洗濯・物干場	・原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。
	駐輪場・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限定して一時的に許可する。
	ペット飼育場所	・原則として、屋外に設ける（余裕がある場合には、室内も可）。

■学校等の屋外スペースのレイアウト（例）



7 避難所における備蓄等

- (1) 災害発生直後の混乱を考慮した場合、最低限の食料、水、生活必需品等を、各避難所に分散備蓄することが望ましい。

《事前対策》

⇒食料・水・生活必需品等の計画的備蓄

- (2) 各避難所に避難所運営用の事務用品等を保管することが望ましい。

《避難所運営用事務用品等の例》

事務用品	ボールペン、カッターナイフ、カッター台、セロテープ、ガムテープ、マジック、クリップ、画びょう、コピー用紙、模造紙、電卓、点字器 等
清掃用品	ほうき、ちりとり、モップ、ゴミ袋、石けん、洗剤、ゴム手袋、軍手 等
その他	自転車、トランシーバー、懐中電灯、台車、テント、消火器 等

《事前対策》

⇒避難所運営用事務用品等の保管

- (3) 避難所の管理・運営や被災者の情報収集・伝達手段の確保のため、各避難所に、ラジオ、テレビ、電話、FAX、パソコン等を設置するなど、その方法をあらかじめ定

めておくことが望ましい。

8 避難所開設・運営の訓練

- (1) 避難所担当職員は、日頃から施設管理者と避難所開設時の対応方法について協議し、開設訓練を行う。
- (2) 自主防災組織等地域住民やボランティア団体、避難所となる施設と連携して、男女とも幅広い年齢層の地域住民の参画による訓練を実施することにより、多様なニーズを掘り起こすことが期待できるように、地域全体で避難所の開設・運営の訓練を実施しておくことが大切である。

9 避難所の周知

- (1) 地図、ハザードマップ、看板等を活用するとともに訓練等を通じて、避難方法、避難経路、避難所の所在地等を地域住民に周知する。この時、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 避難所の運営ルール等の作成に際して、幅広く意見を募って反映させ、その内容を周知徹底する。

10 ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会等と連携して、災害時に全国から集まるボランティアの受入れ体制の確立を図る。

第3節 応急対策

1 避難所の開設

(1) 原則として、町長が避難所開設の可否を判断する。ただし、状況に応じて迅速に対応するため、勤務時間内外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が応急的に避難所を開設できるよう体制を整えておく。

- ① 災害発生のおそれがあるとき（風水害等で避難勧告・指示（緊急）等があるとき）
 - ・災害が発生したときに安全が確保できる避難所を選定し、避難誘導するとともに、避難所担当職員を避難所に派遣して開設する。
- ② 勤務時間内に突発的な災害が発生したとき
 - ・施設管理者等に応急的に開設を要請するとともに、直ちに避難所担当職員を派遣する。
- ③ 勤務時間外に突発的な災害が発生したとき
 - ・勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、あらかじめ指定した各町立小学校の開錠担当職員は役場に参集せずに、町立小学校避難所の校門を開錠し、避難所の開設にあたるものとする。
 - ・その他災害が発生した場合には、避難所担当職員を避難所に派遣し、施設管理者との事前の協議に基づき避難所を開設する。
 - ・施設管理者又は自主防災組織代表者等が、事前の協議に基づき応急的に避難所を開設することができるようにしておく。

(2) 避難者の安全を確保するため、原則として以下の状況を確認した上で、避難所を開設する。

- ① 避難所の施設の被害
 - ・施設の安全性を応急的に判断するとともに、できるだけ早く応急危険度判定士による応急危険度判定を行う。
- ② 避難所周辺の二次災害のおそれ
 - ・火災、土砂災害等の危険性がないことを確認する。

2 避難所の開設期間

(1) 一般的には災害救助法に定める日数（7日間）を基本とし、できるだけ短期間とすることが前提である。

大規模災害にあっては、被害の状況や住宅の修理状況及び仮設住宅の建設状況等も勘案しなければならないことから、開設期間の延長にも柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。

(2) 避難所の開設期間が長期化する場合は、統廃合により避難所の集約を進める。

この場合、民間施設、他の公共団体施設、臨時指定施設の廃止を優先するとともに、

可能な限り学校以外の公共施設に集約することを原則とする。

3 避難所担当職員の配置と役割

- (1) 原則として、避難所を開設するときは直ちに各施設に避難所担当職員を2名以上派遣し、各避難所の運営管理に当たらせる。大規模災害発生当初には、避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、事前の協議に基づき学校の教職員など、施設管理者等の協力を得て初動対応を図る。
- (2) 避難所担当職員は、関係者の協力を得ながら、主に次のとおり対応を行う。

《避難所担当職員の主な役割》

	開 設 時	～3日～1週間	～2週間～3か月
① 避難者の安全・安心の確保	・避難所の開設事務 ・避難所及び避難所周辺の被害状況把握 ・呼びかけ（安心して指示に従って欲しい旨） ・避難所の危険箇所やライフライン・トイレ等の使用可否などの伝達	・災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、ライフライン復旧等の見込み等） ・衛生環境の維持（関係機関と連携して） ・健康対策（関係機関と連携して）	
② 要配慮者を優先しつつ、公平な対応	・要配慮者をはじめ、全ての人への適正な情報提供 ・要配慮者へ優先的に避難場所を割当て	・要配慮者への優先的な物資等の提供 ・要配慮者の福祉避難所への移送	・避難所内外へ公平な物資等の提供
③ 避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	・避難者の個人情報管理⇒避難者名簿の作成 ・在宅被災者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握と伝達 ・災害対策本部、施設管理者、他機関等との調整 ・マスコミ対応（以上、以降も継続）	・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者に組織化の働きかけ	・避難スペース統廃合に関する調整 ・ボランティア受入れ等に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応

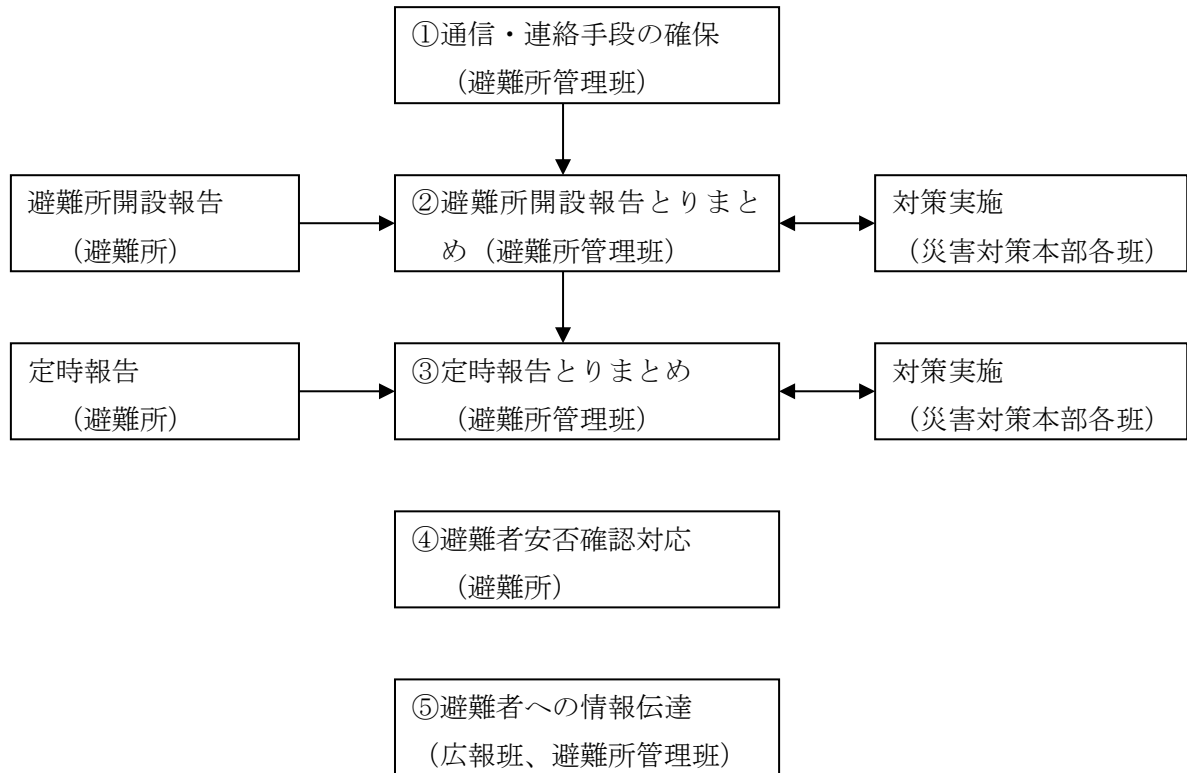
災害時における既存トイレの活用例

- 地震災害等が起きると、下水道施設や浄化槽の損壊をはじめ、断水や停電によって水が流れず、多くの水洗トイレは使えなくなる場合があります。
- 水洗トイレが使用できないことに気付かずに使ってしまうと、便器はあっという間に大小便で一杯になり後処理も大変ですし、トイレの衛生環境が悪化すると、悪臭や感染症発生の温床になるおそれもあります。
- また、汚れたトイレに行きたくないため、水分や食事の摂取を我慢すると、その結果、脱水症状や熱中症、エコノミークラス症候群などで体調を崩すことにつながるおそれがあります。
- このため、仮設トイレが設置（又は水洗トイレが復旧）されるまでの間、みなさんが協力し合って既存のトイレを衛生的に活用していくことが大切です。

既存のトイレ利用の工夫例（水洗トイレとしての使用が不可の場合）

1 ゴミ袋は 2重に。  ゴミ袋（できれば黒色）を便器に2重にかぶせる。	2  新聞紙をくしゃくしゃにしてゴミ袋の中に敷き詰め、使用する。	3  たまれば内側のゴミ袋を取り出し、空気を抜いて口をきつくしばる。
1  和式トイレの場合、便器周囲にし尿が飛び散って汚れやすいため、新聞紙などを敷いておき、汚れたら取り替えるようにします。	2  ゴミ袋やレジ袋を便器に置き、袋内に新聞紙などをくしゃくしゃにして袋の中に敷き詰め使用します。使用後は空気を抜いて口をきつくしばる。	■ 使用済みの袋はゴミとして回収処理することになります。汚物であることがわかるようにし、屋外の指定された場所に集積します。 ■ また、トイレの衛生環境を保つためには、定期的な清掃を行うことが重要です。特定の方に清掃作業が偏らないよう輪番制とし、みなさんで衛生的なトイレ環境の維持に努めます。

4 避難者・避難所の情報管理



- (1) 災害発生直後は、必要最小限の情報項目に限定して、迅速な避難者情報管理を行う。
- (2) 災害発生後の時間経過に伴って、必要とする情報が変化するため、タイムリーな情報の収集・伝達に留意する。

《時系列の必要情報の例》

時 系 列	避難所で収集する情報	避難所に伝達する情報
災害発生直後	・ 避難所の開設状況	・ 避難所の開設指示
～ 3 日程度	・ 避難者情報 〔避難者数、要給食者数 要配慮者の情報 安否情報確認〕	・ 災害情報及び気象情報 ・ 救援対策の実施方針と実施内容 ・ ライフライン等の復旧目処
～ 1 週間程度	・ 各避難所のニーズ ・ 避難者の被災状況 ・ 避難者の生活再建、	・ 救援対策の実施内容 ・ 生活再建支援策、住まいの確保対策の実施方針
～ 2 週間程度	・ 住まいの確保の見込み	・ 生活再建支援策、住まいの確保対策の実施内容
～ 3 か月程度	・ 避難者個別の事情	・ 個別相談

- (3) 災害対策本部と避難所間の情報伝達手段・ルートを確認する。
- (4) 情報の整理、更新を常に行う。
- (5) 避難者個々の情報収集・伝達手段を確保する。
- (6) 避難者の動向、避難者数の推移を予測しながら対策に当たる。

5 要配慮者への対応

- (1) 避難者の中で、特に要配慮者については心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要である。
- (2) 健康福祉対策部の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確に把握し、名簿登録を行う。
- (3) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、要配慮者対応の相談窓口の設置が必要である。

相談窓口には、手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者、外国語が堪能な者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、臨床心理士、保健師等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を確保し、配置することが望ましい。
- (4) 避難所に指定された施設は、あらかじめできる限りバリアフリー化に努めることとするが、バリアフリー化されていない場合は早急に段差解消や、洋式仮設トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設整備が必要である。

必要スペースについては、要配慮者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、要配慮者や介護者等が静養できる空間の確保について検討する必要がある。
- (5) 障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、本人の意思も踏まえ、直接又は府にあっせんを要請して、福祉施設等への緊急一時入所を行う必要がある。
- (6) 身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、福祉避難所への避難を勧める。
- (7) 避難所及び福祉避難所において、要配慮者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者等の人材の確保や福祉用具等の確保を図ることが望ましい。
- (8) 高齢者等の状態に応じた温かい食事ややわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク、離乳食、内部障がい者には、疾病に応じた食事など、要配慮者に配慮した食料の提供が必要である。

なお、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮、文化・宗教上の配慮が必要である。
- (9) 車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレ

レや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行う必要がある。

また、難病患者・人工透析患者等には、個々の治療に要する医薬品の確保を図ることが必要である。

- (10) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮することが必要である。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備することが望ましい。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うとともに、保健・医療・福祉に関する相談に応じられる者が、障がい者に対応したコミュニケーション手段を用いて提供を行うなど、要配慮者に確実に提供できるよう配慮することが必要である。

なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすい表示にする必要がある。

- (11) トイレへの移動や食料・水等を受け取る際などに、介助を必要とする人のために人材が必要な場合は、ボランティアと協力して対応する。

また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行う必要がある。

- (12) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、避難所会話シート・外国人避難者用質問票の活用や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮することが必要である。

- (13) 要配慮者に応じた対応

① 肢体不自由者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮することが必要である。
- ・車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する必要がある。
- ・車いすが通れる通路の確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給することが望ましい。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、工具等）も必需品である。

② 視覚障がい者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮することが必要である。

- ・避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要がある。
- ・視覚障がい者には、館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要がある。
- ・情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にすることが必要である。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮することが必要である。
- ・特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供することが望ましい。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置することが望ましい。
- ・点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。
- ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給することが望ましい。

③ 聴覚障がい者・言語障がい者

- ・聴覚障がい者には、広報板を設置するなどし、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する必要がある。
- ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
- ・手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集まってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮することが必要である。
- ・重複聴覚障がい者の場合には、更に併せ持つ障がいに応じた配慮が必要になる。
- ・手話などができる者の配置に努め、広報板、FAX、電子メールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮することが望ましい。その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話すこととし、漢字にはルビをふるよう配慮する必要がある。
- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給することが望ましい。
- ・盲ろう者通訳・介助者、手話ができる者及び要約筆記ができる者を避難所等に派遣することが望ましい。

④ 盲ろう者

- ・障がいが重度で重複している場合、災害の状況によっては、全面的な介助が必要となることが予想される。また、単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことがあることを考慮する必要があるため、状況に応じて盲ろう者通訳・介助者、ホームヘルパー等の配置などの支援が必要である。

⑤ 身体障がい者補助犬使用者

- ・避難所生活が長期化するときのために、親類・知人・動物病院などに一時預けることを考慮し、その場合は、補助犬に変わり避難所内での移動や生活動作の介助等の支援が必要である。

⑥ 内部障がい

- ・避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要がある。
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する必要がある。
- ・医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要がある。
- ・食事制限の必要な人の確認も必要である。
- ・薬やケア用品の確保も必要である。
- ・各種装具・器具用の電源確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

⑦ 知的障がい者

- ・災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。
- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。
- ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える必要がある。
- ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要がある。

⑧ 精神障がい者

- ・災害時のショックやストレスは、精神障がい者の病状悪化や再発のリスクを高めるおそれがある。
- ・また、精神科医療施設の罹災が起こりうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。
- ・そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。
- ・さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要である。

- ・精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。
- ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。
- ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。
- ・心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要である。
- ・精神障がい者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

⑨ 難病患者・人工透析患者

- ・避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要がある。
- ・難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る必要がある。
- ・慢性疾患患者の医薬品の確保について医療的援助を行う必要がある。
- ・人工透析患者については、透析医療の確保を図る必要がある（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）。
- ・人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。
- ・在宅酸素療法や薬物療法等が、継続的に必要な患者に対しての医療の確保が必要である。
- ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

⑩ 高齢者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なくて済むよう配慮することが必要である。
- ・移動が困難な人に対しては車いすなどの貸与が必要である。
- ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をすることが望ましい。
- ・援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めることが望ましい。
- ・認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になったりする場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮することが望ましい。

⑪ 妊産婦

- ・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。
- ・十分な栄養（栄養食品等）が採れるようにすることが望ましい。
- ・居室の温度調整（身体を冷やさないように）をすることが望ましい。

⑫ 乳幼児

- ・粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等の確保が必要である。
- ・授乳場所を速やかに確保することが必要である。
- ・育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげることが望ましい。

⑬ 外国人

- ・最低限の情報伝達のために避難所会話シート・外国人避難者用質問票を活用すること。
- ・宗教・文化の違いに配慮することが必要である（食事、拝礼の習慣等）。
- ・在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保することが必要である。
- ・通訳、翻訳者の配置をすることが望ましい。

6 食料・水・生活必需品等の提供

- (1) 災害発生直後は、住民、町の備蓄により対応することを基本とするが、災害対策本部は可能な限り早期に、府、関係機関と協力して、必要な食料・物資等を調達、提供する。
- (2) 災害発生直後から、要配慮者に対応した食料・物資等を提供する。また、時間の経過とともに変化する避難所のニーズについても配慮する必要がある。

（【参考：移り変わる避難所ニーズへの対応について】 P 8 参照）

《備蓄すべき物資、要配慮者に対応した食料・生活必需品等の例》

	一 般	要配慮者対応
食料・水	アルファ化米、乾パン、 ペットボトル水	ビスケット、缶詰かゆ、粉ミルク、 離乳食、栄養補助食品、疾病（ア レルギー体質を含む。）に応じた 食品、宗教に配慮した食品等
生活必需品等	毛布、タオル、トイレットペーパー、 生理用品、ポリ袋、ポリバケツ、懐 中電灯、乾電池、ビニールシート、 カイロ、清拭剤、マスク等	ほ乳瓶、紙おむつ（乳幼児用、大 人用）、電気ポット、カセットコ ンロ、ストーブ、車いす等
その他	仮設トイレ	ポータブルトイレ

- (3) 食料・水・生活必需品等は、避難所に「いる」・「いない」に関わらず、必要とする被災者に区別なく提供する。
- (4) 可能な限り栄養バランスへの配慮や適温食の提供を行う。また、難病患者・人工透析患者等、食事制限のある避難者に配慮した食事の提供を行う。

7 生活場所の提供

避難所生活が3日ないし1週間を経過する頃から、避難所は生活場所としての性格が強まり始めることから、プライバシーへの配慮等、生活環境を改善し、最低限の居住環境を維持する必要がある。

特に要配慮者に対しては、学校の多目的教室などの既に冷暖房設備が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペースを避難場所に充てることが望ましい。

《避難所生活長期化への対応例》

・パーテーションの設置 ・仮設風呂、シャワーの設置 ※給排水に注意 ・洗濯施設の設置（洗濯機・乾燥機・物干場の確保） ※給排水に注意 ・生活機器等の設置（テレビ、掃除機、冷蔵庫・炊事設備、冷暖房設備等） ※電化製品の使用に当たっては、電気容量に注意すること。 ・リフレッシュ対策（イベント）
--

8 健康の確保

- (1) 災害発生後速やかに、避難所に救護所を設置するほか、場合によっては、巡回救護班を派遣する。

- (2) 初期緊急医療が落ち着きを見せる段階で、速やかに心的外傷後ストレス障害や急性ストレス障害といった心の病気へのケア対策を開始する。
- (3) 府と連携して健康相談、栄養相談等の保健医療サービスを提供する。

9 衛生環境の提供

- (1) 速やかに、衛生的なトイレ環境を確保する。
- (2) 速やかに、衛生的なゴミ処理体制を整備する。
- (3) 可能な限り速やかに避難者の入浴環境を確保する。
- (4) 感染症の予防など衛生面の管理に留意する。
- (5) 食品衛生対策に留意する。

10 愛護動物への対応

- (1) 愛護動物（犬猫等のペット）は、ふれあいセンターを除き、指定避難所内への持ち込みは原則認めないものとする。
- (2) 避難者が愛護動物を連れてきた場合は、利用計画において愛護動物の管理スペースが定められている場合は、その旨を所有者に通知する。
- (3) 利用計画がなく、愛護動物の管理スペースの定めがない場合は、屋外において安全管理や衛生管理などに配慮して、自己責任において行っていただくように説明する。
(次頁 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）参照)
- (4) 避難所の開設が中長期に及ぶことが想定される場合は、大阪府等と協力して衛生面を考慮し、避難所周辺の屋外で屋根（覆い）のあるスペースを確保して飼育場所として指定し、そこでまとめて飼育することを基本とし、飼い主には適正な飼育指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (5) 愛護活動は保健所を中心に、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等との協力のもと、避難所から動物保護施設への移送、受け入れ等の調整、他の市町村への協力要請等を進める。

ペットを連れての避難

災害時にペットを連れて避難されるかたへのお知らせ

災害の際に、ペットを連れて避難されるかたはふれあいセンターでのみ受け入れます。ほかの避難者に配慮して、以下の手順を守ってください。

- ・ペットはケージに入れて、職員が指定する場所に置いてください。
- ・ペットの世話は適切におこなってください。
- ・その他、職員の指示に従ってください。

ペットのための備蓄物はございません。必要な物品はご持参ください。

(島本町ホームページより)

ペット（愛護動物）の飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの方が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定避難所内への持ち込みは原則認めないものとしていただきますので、指示された場所で「つなぐ」、あるいは「檻（ケージ）」に入れて飼ってください。
- ② ペット及び飼育場所や器具等は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて清掃・消毒などを行ってください。
- ③ 迷子札等の装着をしてください。
- ④ ペットに関する苦情（鳴き声、異臭など）の予防、危害の防止に努めてください。
- ⑤ 運動は、必ず屋外で行ってください。
- ⑥ 排便・排尿やブラッシングなどは、必ず屋外で行い、後始末は飼い主自らが行ってください。
- ⑦ 給餌などは時間を決めて実施し、その都度きれいに片づけてください。
- ⑧ ノミの駆除や必要なワクチンを接種してください。
- ⑨ 避難所での飼育が困難な場合は、かかりつけのペット診療所や動物救護センター等に相談してください。
- ⑩ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所管理者まで届け出てください。

指定避難所（ ）

20 年 月 島本町災害対策本部

11 広報・相談対応

- (1) 避難所開設時に、自主防災組織等と連携して、避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。
- (2) 地域の情報提供の拠点として広報活動、広聴・相談活動を行う。

12 ボランティアの受入

災害対策本部は、ボランティアの受入窓口をできるだけ早く設け、避難所におけるボランティアの活動調整を図れるよう、ボランティア団体や市町村社会福祉協議会等の活動を支援する。

13 地域の防災拠点機能

「地域の防災拠点」として位置づけた避難所においては、生活に支障を生じているすべての被災者にサービスを提供する。

《地域の防災拠点における活動（例）》

項 目	活 動 内 容
食料・水・生活必需品等の提供	・在宅被災者の食料・水・生活必需品等の需要把握、配布
健康の確保	・巡回健康相談、救護活動等の保健救護活動の実施
衛生的な環境の提供	・地域の清掃、ゴミ出し、トイレ使用等のルール作り
情報の提供・交換・収集	・要配慮者をはじめとする在宅被災者の状況、支援ニーズ等の把握 ・広報刊行物等の配布、掲示板等による情報伝達 ・各種の生活相談等の実施 ・各種の手続き等の受付
その他の対策	・行方不明者の搜索、救助活動 ・地域の防火・防犯のための見回りの実施等

14 帰宅困難者への対応

昼間等に突発的に大規模災害が発生した場合、商業地域や観光・行楽地等では、通勤・通学者や観光・買物客等が、交通機関の不通により、帰宅が困難となることが予想される。

- (1) これら帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきものであるが、町においてもこれらの人たちを救助することが必要である。
- (2) 帰宅困難者に対する帰宅支援を行う。

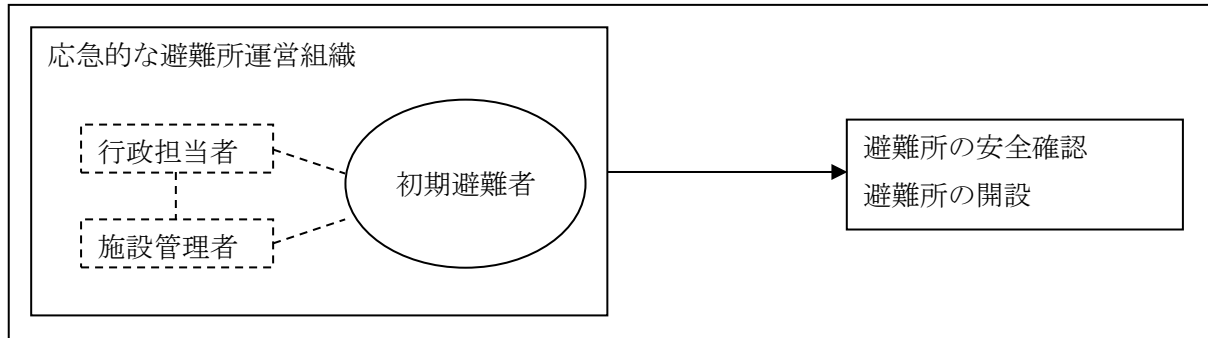
15 避難所の統廃合・撤収

- (1) 避難所の統廃合・撤収の方針をあらかじめ周知し、避難者の自立を促す。
- (2) 避難所内の過密状況が解消された後は、各避難所内の避難スペースの集約や地域ごとの避難所の統廃合を進める。
- (3) 避難者の個別の事情についての相談に対応しながら、自立を支援する。

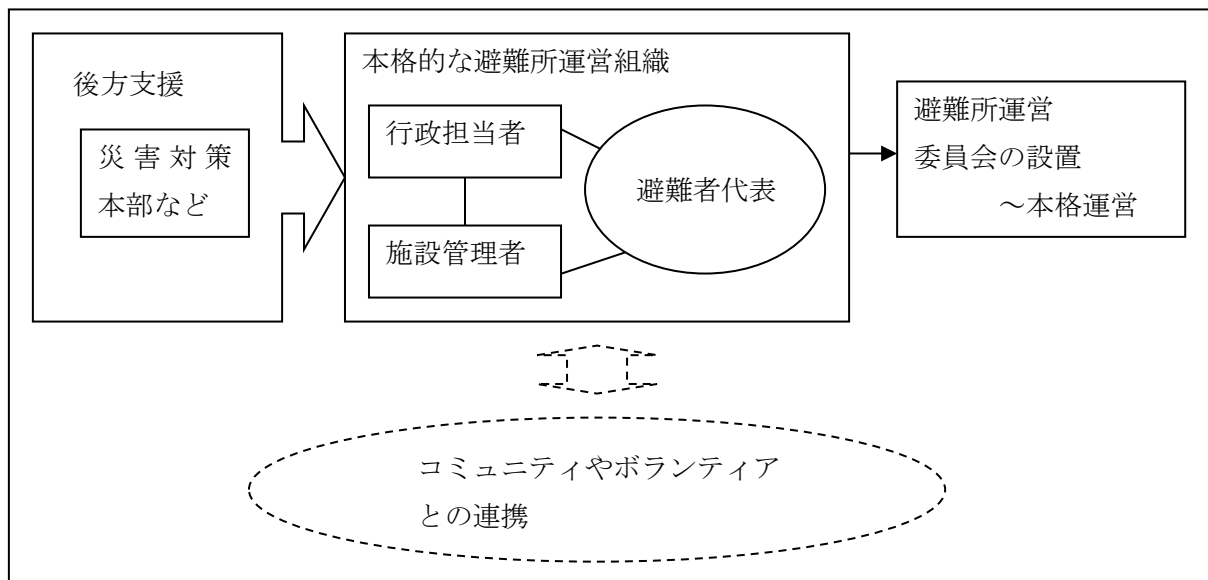
第4節 地域住民による避難所の運営

《避難所の運営の流れ》

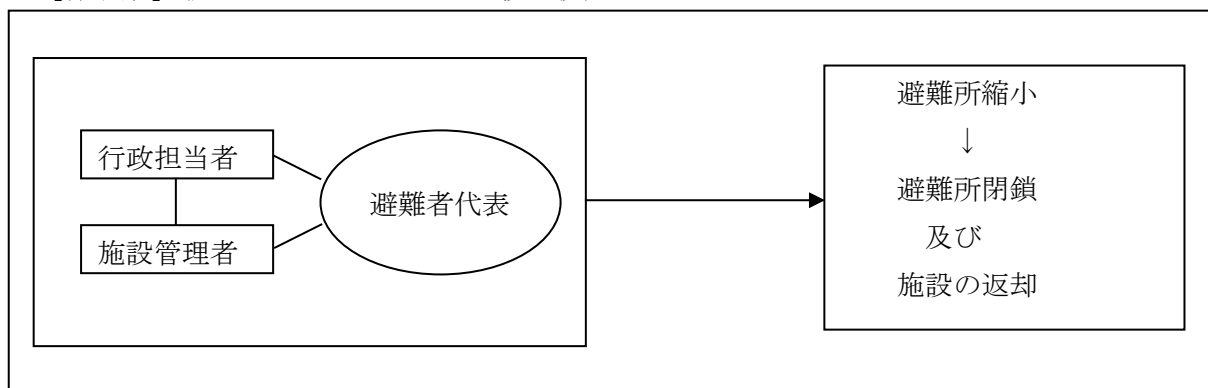
【初動期】（災害発生直後）



【展開期～安定期】



【撤収期】（周辺の電気・ガス・水道復旧後）



1 居住組の役割

「居住組」とは、部屋単位などで避難者をいくつかに分けた「組」のことである。

(1) 組長の選出

組長は、組員の人数確認などを行うと同時に組員の意見をまとめる代表者の役割を担う。組長については、適宜、交代をする。

(2) 副組長、各活動委員の選出

各活動委員は、居住組の代表として避難所運営のための諸活動の中心となる。副組長、各活動委員については、適宜、交代をする。

(3) 当番制の仕事

公共部分の清掃、炊き出しの実施、生活用水の確保などの作業を当番制で行う。

2 総務班の役割

(1) 災害対策本部との連絡調整

災害対策本部との連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握、整理を行う。

(2) 避難所レイアウトの設定・変更

大勢の人々が共同生活を円滑に行えるよう、災害発生時間・被害状況・避難状況に見合った避難所レイアウトを早期に設定する。

この場合、例えば、難病患者等については、小部屋や冷暖房設備が整備された部屋を割り当てるなど配慮することが必要である。

なお、医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。

(3) 防災資機材や備蓄品の確保

救出・救護に必要な資機材を確保するとともに、必要な場所に貸し出す。

(4) 避難所の記録

避難所内の情報を記録として一本化することは避難所での出来事を正しく残すだけでなく、後世への教訓としても非常に有用な資料になる。

(5) 苦情相談窓口の設置

避難所において、避難者の苦情等を円滑に処理するため、苦情相談窓口を設置する。

(6) 地域との連携

大規模災害が発生すると、電気・ガス・水道というライフラインも停止する。このため、自宅が被害をまぬがれた人々でも、食事や物資の調達ができない場合がある。

災害発生直後は、これら自宅で生活する人々（在宅被災者）へも、災害対策本部によって食料・物資の提供などが地域における防災拠点である避難所で行われる。

そこで、在宅被災者の数や必要とされる支援物資等に関する情報を把握するため、避難所開設に関する広報活動の際などに、在宅被災者の人々に対して、避難所への申出を呼びかけ、地区ごとの組織を作るよう働きかける。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

(1) 避難所のレイアウトの検討

避難所として使える場所、使えない場所を把握した上で、避難所のレイアウトをあらかじめ決めておく。

(2) 備蓄品、備蓄倉庫の管理・点検

日ごろから、防災資機材の機能の点検等を行う。

(3) 在宅被災者の把握方法及び組織作り方法の検討

自宅で生活している人たちに対しても、避難所へ申し出ることを呼びかける等、在宅被災者の状況等を把握する方法や、申し出のあった在宅被災者に対して組織作りを促すための方法についてあらかじめ決めておく。

3 被災者管理班の役割

(1) 避難者名簿の作成、管理

名簿の作成は、避難所を運営していく上で、最初に行わなければならない重要な作業であり、安否確認に対応したり、物資や食料を全員へ効率的に安定して供給したりするために、不可欠なものである。できるだけ迅速かつ正確に作成することが必要である。

- ・避難者名簿の整理
- ・退所者・入所者の管理
- ・外泊者の管理

(2) 安否確認等問い合わせへの対応

災害発生直後は、安否を確認する電話や来訪者による問い合わせが殺到する。また、避難所には様々な人々が出入りすることが予想される。

そこで、安否確認には作成した名簿に基づいて迅速に対応し、来訪者（部外者）には、避難者のプライバシーと安全を守るため、受付を一本化し、避難所内にむやみに立ち入ることを規制することが必要である。

- ・安否確認に対応する。
- ・避難者へ伝言する（要配慮者については、その障がい等に対応した適切な手段により、確実に伝達する必要がある。）。
- ・来訪者へ対応する。

(3) 取材への対応

避難所によっては各種マスコミの取材を受けたり、調査に対応したりすることが予想される。混乱を避けるために、避難所として代表者が対応することが必要である。

- ・避難者の寝起きする居住空間での取材は原則として禁止する。
- ・記者（社員）証を確認し、避難所の見学には必ず班員が立ち会う。

(4) 郵便物・宅配便等の取次ぎ

避難者あての郵便物等は、かなりの量にのぼることが予想される。迅速かつ確実に受取人に手渡すためのシステム作りが必要である。

- ・郵便物等については、郵便局員や宅配業者から避難者へ、直接手渡してもらう。
- ・避難者の人数が多い場合などには、郵便物等を受付で保管する。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

(1) 避難者名簿の作成方法の検討

災害発生時間・被害状況・避難状況によって名簿の作成をどのように行うかなどについてあらかじめ決めておく。

(2) 安否確認等問い合わせへの対応方法の検討

電話による問い合わせへの対応方法や、避難者へ伝言を残す方法などについて検討し、あらかじめ決めておく。

(3) 取材への対応方法の検討

取材を許可するか否か、仮に許可した場合に、どのように対応するかについては、運営会議で決定する必要があるが、取材を許可した場合の申し込み方法や取材を行う際の注意事項をあらかじめ決めておく。

(4) 郵便物等の取次方法の検討

避難者あての郵便物等を迅速かつ確実に受取人に手渡すための方法をあらかじめ決めておく。

4 情報広報班の役割

(1) 情報収集

通信手段が絶たれた状態が続くことから、情報が錯綜する。被災者にとって必要な情報を収集するためには、自ら行政機関へ出向いたり、他の避難所と連携をとったりするなどして、情報収集に努める必要がある。

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集することも必要である。
- ・定期的に町役場、出張所等に出向き、公開されている情報を収集する。
- ・他の避難所と情報交換をする。
- ・テレビ・ラジオ、新聞、インターネットなどのあらゆるメディアから、情報を収集する。
- ・集まった情報をわかりやすく整理する。

(2) 情報発信

避難所の状況を正確かつ迅速に外部へ伝達することは、適切な支援を受けるために非常に重要である。また、避難所が地域の被害状況を発信することによって、災害対策本部は被災地全体の被害状況をより詳しく把握することができる。

- ・情報発信の窓口を一本化し、避難所から発信した情報の整理を行う。

- ・避難所は地域の情報拠点となり、地域への情報発信にあたる。

(3) 情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切なことである。

避難所内にある情報を効率よく、かつ漏れのないように避難者に行き渡らせる必要がある。

- ・避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（張り紙など）によるものとするが、例えば、日本語の理解が十分でない外国人に対しては多言語やイラストを併記したり、視覚障がい者に対しては、拡声器等を使用し、大きな声で繰り返し伝えたりするなど、要配慮者の障がい等に対応できる手段により、確実に伝達することが必要である。
- ・避難者や在宅被災者に災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報板」と避難所運営用の「伝言板」を作成、管理する。
- ・避難者あての連絡用として居住組別に伝言板を設け、居住組長が受け取りに来る体制を作る。その際はプライバシーの保護に留意する。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

(1) 情報収集、情報発信、情報伝達の方法の検討

災害時の通信手段を把握した上で、情報収集、情報発信、情報伝達の方法について検討し、あらかじめ決めておく。

5 施設管理班の役割

(1) 避難所の安全確認と危険箇所への対応

地震活動などによる二次災害を防ぐためにも、施設の安全確保と危険箇所への対応を早急に行う必要がある。

- ・応急危険度判定士による施設の応急危険度判定を受ける。
- ・危険箇所への立ち入りを禁止し、修繕が必要な場合は町へ連絡する。
- ・台風の接近に伴う飛翔物などによって、窓ガラスなどが破損するおそれがあることに留意し、対策が必要な箇所について町へ連絡する。

(2) 防火・防犯

災害発生後には、被災地の治安が悪化することも十分に考えられる。また、集団生活においては火災の危険性も増大する。そのため、防火・防犯に留意することを避難所内外へ呼びかけていく必要がある。

- ・火気の取扱場所を制限し、取り扱いに注意を払う。
- ・防火・防犯のために、夜間の巡回を行う。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

- (1) 危険箇所への立入防止手段の準備
危険箇所への立ち入りを禁止するため、張り紙やロープを用意する。
- (2) 防火・防犯に関する避難所での留意事項の検討
- (3) 夜間の巡回方法の検討

6 食料・物資班の役割

(1) 食料・物資の調達

災害発生直後は食料の十分な配布を行うことができない。災害対策本部へ避難所の場所、避難人数や必要な食料・物資を速やかに報告するとともに、調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者が協力し合って炊き出し等を行うことにより、食料の確保を行う。

ただし、人工透析患者や糖尿病患者の場合は食事や医薬品の制限等があることや、高齢者の場合はやわらかい物が必要であること、また、宗教上の理由により食事制限等があることについて配慮が必要である。

また、避難者の食料・物資に対する要望をまとめ、それらの支給を災害対策本部に働きかけることも必要となる。

- ・災害対策本部からの支援が不足する場合や遅れる場合には、避難所として対応策を考える必要がある。
- ・状況が落ち着いてきたら、避難者のニーズを把握して食料等の要請を行う。
- ・食料・物資の要請は、将来的な予測を立てて行う。

(2) 炊き出し

災害対策本部から食料等が支給されるまでの間、避難者自らが行う炊き出しは、食料確保に重要な役割を担う。調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策が講じられる場合は、避難者全員で協力して炊き出しを行い、平常時と同様の食生活ができるよう努める。

(3) 食料・物資の受入れ

災害対策本部などから届く食料・物資の受入れには、大量の人員を必要とする。当番制によりできるだけ多くの人員を集め、効率よく避難所内に物資を搬入する。

(4) 食料の管理・配布

避難所内にある食料の在庫や状態を把握することは、避難所の運営において必須の仕事である。特に災害発生直後の混乱した状況下では、食料が十分に行き届かないことも予想されるため、食料の在庫等を常に把握し、計画的に配布することが重要となる。

(5) 物資の管理・配布

避難所内にある物資の種類とその在庫数を把握することは、避難所の運営において

必須の仕事である。物資の在庫や状態を把握することで、避難者のニーズに迅速に対応することが可能となるとともに、状況を見ながら不足しそうな物資の情報を速やかに災害対策本部に伝えることにより、効率よく物資の確保を図ることが可能となる。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

(1) 必要食料・物資の把握方法の検討

災害対策本部から食料等の提供を受けるためには、まず、避難者数を把握し報告する必要があるため、その把握方法をあらかじめ決めておく。

(2) 炊出訓練の実施

災害時の状況により調達できる調理用具が異なることも考えられることから、炊き出しのノウハウをもつ地域の団体と機会を設けて実践的な訓練を行う。

(3) 食料・物資の受入方法等の検討

災害対策本部などからの食料・物資の受入れには大量の人員が必要になるため、効率よく搬入ができるよう、受入れ方法をあらかじめ決めておく。

(4) 食料の管理、配布方法等の検討

食料の在庫や状態を常に把握し、計画的に配布することが重要であるため、その方法をあらかじめ決めておく。

(5) 物資の管理、配布方法等の検討

物資の在庫や状態を把握することで、避難者への迅速な対応が可能になるとともに、不足しそうな物資の情報を速やかに災害対策本部などに働きかけていくことができることから、その方法をあらかじめ決めておく。

(6) 食料等の備蓄についての地域住民への啓発活動

災害対策本部などから食料・物資が届くまでのつなぎとして、最低3日分の水や食料等を各家庭で確保しておくよう、機会をとらえて啓発を行う。

7 救護班の役割

(1) 医療・介護活動

災害時にすべての避難所に救護所が設置されるとは限らない。避難者が協力し、できる範囲で病人・けが人の治療に当たるとともに、障がい者や高齢者などの要配慮者の介護を行っていく必要がある。

- ・プライバシーに配慮しながら、避難所内の病人・けが人、要配慮者について把握するとともに、個別の要望を収集し、適宜各活動班に対応を依頼することが必要である。
- ・避難所内に、医師や看護師、介護士等の有資格者がいる場合は、協力を依頼するとともに、一時的に保健室などを利用し、緊急の医療救護体制をつくる。
- ・備蓄医薬品の種類と数量を把握し、管理する。
- ・病人・けが人については医療機関への収容、要配慮者については、本人の意向を確

認の上実情にあわせて設備のある避難所や福祉施設等への移送が必要である。

- ・近隣の救護所、医療機関の開設状況を把握し、病人・けが人への緊急対応に備えることが必要である。また、近隣の福祉施設の状況について把握する。
- ・医療機関からの往診の実施、健康に関する相談会、支援に関する相談会などを定期的に開催する。

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

(1) 応急救護方法の習得と啓発

避難所において、できる範囲で病人・けが人の治療に当たることができるよう応急救護方法の習得と啓発を行う。

(2) 要配慮者の障がい等に応じた対応方法の理解と習得

地域住民による避難所の運営をする場合において、スタッフが要配慮者に対し、円滑に対応するため、行動の特徴や配慮すべき項目等を理解、習得できるようあらかじめ研修等を実施しておくことが望ましい。

(3) 救急用品の実態把握

避難所内にある医薬品の種類、数量について把握する。

8 衛生班の役割

(1) ごみに関すること

避難所では多人数が生活するために、大量のごみが発生する。

また、特に災害発生直後の混乱した状況下では、ごみの収集も滞るおそれがある。

- ・避難所敷地内の屋外にごみ集積場を設置する。
- ・ごみの分別収集を徹底するとともに、ごみ集積場を清潔に保つ。
- ・ごみの収集が滞る等、やむを得ない場合には焼却処分について町と検討を行う。

(2) 風呂に関すること

多人数の避難者が生活する避難所において、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるようにする必要がある。

- ・当初は、入浴可能な親類・知人宅等での入浴を推奨する。
- ・仮設風呂・シャワーが設置されたら、当番を決めて清掃を行う。

(3) トイレに関すること

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレの確保は深刻な問題となる。避難者の人数に応じたトイレや要配慮者のための洋式仮設トイレを確保するとともに、その衛生状態を保つことは避難所運営において重要である。

- ・トイレの使用可能状況を調べる。
- ・トイレ用水を確保する。
- ・トイレトペーパーを確保する。
- ・トイレの衛生管理には十分に注意を払う。

(4) 掃除に関すること

多くの人が共同生活を行う避難所においては、避難者全員が避難所内の清掃を心がける必要がある。

- ・共有部分の清掃は、居住組を単位として当番制をつくり、交代で清掃を実施する。
- ・居室部分の清掃は、毎日1回、清掃時間を設けて実施するよう呼びかける。

(5) 衛生管理に関すること

ライフラインが寸断され、物資が不足する中での避難所生活は、決して衛生的なものとはいえない。疾病の発生を予防し、快適な避難所環境を作るために、衛生管理には十分に注意を払う必要がある。

- ・「手洗い」を徹底する。
- ・食器の衛生管理を徹底する。
- ・避難所での集団生活においては、インフルエンザや食中毒などの感染症がまん延しやすくなるため、十分な予防策を講じる。

(6) ペットに関すること

災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要がある。

また、ペット飼育者に届出を促し、飼育者名簿を作成しておくことも必要である。

- ・原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- ・敷地内の屋外（余裕のある場合には、室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行う。

(7) 生活用水の確保

災害時に生活用水を確保することは、非常に重要である。生活用水の確保は、労力を必要とする仕事なので、避難者全員で協力して行う。

- ・避難所内で使用する水は用途に応じて、明確に区別する。
- ・飲料・調理用、手洗い・洗顔・歯磨き・食器洗浄用、風呂・洗濯用、トイレ用の水を確保する。

《用途別の水道水の使い方の例》

（凡例 ◎：最適、○：適している、△：普通、×：不適）

用 途 水の種類	飲料用 調理用	手洗い、 洗顔歯磨き 食器洗浄用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水（ペットボトル）	◎	○		
給水車の水	○	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

《円滑な運営に向けた平常時の活動》

- | |
|---|
| <p>(1) 衛生管理に関する知識の習得と啓発
風邪や伝染病等の発生の予防など、集団生活における衛生管理に関する知識の啓発を行う。</p> <p>(2) ごみ、風呂、トイレ等の設置、管理方法の検討
ごみ集積場、仮設風呂、仮設トイレの設置場所について検討するほか、それらを利用する際のルールをあらかじめ決めておく。</p> <p>(3) ペットの管理方法の検討
様々な人が生活する避難所内で、トラブルが生じないようにするため、ペットの管理方法についてあらかじめ決めておく。</p> |
|---|

9 ボランティア班の役割

- (1) ボランティアの受入れ
災害時、避難所へは、多数のボランティアが駆けつけることが予想される。
頼りすぎにならないように注意しながらボランティアに協力を求め、避難所を効率よく運営していく。
- ・避難所にボランティアの受入れ窓口を設置する。
 - ・避難所運営の中で、人材を必要とする部分については、災害対策本部等にボランティアの派遣を要請し、必要に応じてボランティアの支援を受ける。
 - ・男女のニーズの違いに対応するため、ボランティアの男女構成に偏りが生じないように近隣の避難所間で調整する。
- (2) ボランティアの活動調整
ボランティアに対してどのような協力を求めるかについて検討する。
- 《円滑な運営に向けた平常時の活動》

- | |
|--|
| <p>(1) 地域ボランティアへの協力の呼びかけや体制づくり</p> <p>(2) ボランティアの受入れ、管理方法の検討</p> |
|--|

第2章 避難所の開設から撤収まで

1 避難所の開設準備

土砂災害及び浸水害による避難所の開設については、「島本町避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき発令する。また、震災による被害状況及び地震活動の発生確率等を勘案し、災害対策本部が速やかに発令することとする。

2 施設の開錠・開門

避難所の開設は、町長がその要否を判断し、原則として町職員（教育こども部職員）が施設管理者の協力を得て行うことを原則とするが、勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合には、あらかじめ指定した各町立小学校の開錠担当職員は役場に参集せずに、町立小学校避難所の校門を開錠し、避難所の開設にあたるものとする。

3 避難所の運営

初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱状態の中で、避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。

(1) 施設の安全確認

避難所の開設が災害対策本部により必要と判断されたら、教育こども部教育総務課職員は、原則複数名で避難所を速やかに開設する。

なお、自主的に避難している住民については、施設敷地内（例：校庭）に留め、安全に避難所が使用できることが確認され次第建物内に立ち入ることとする。

また、避難所に対して当面の運営協力を呼びかける。

(2) 避難者の受入れ、名簿登録

安全に建物内に立ち入ることが可能となり次第、避難所として利用できる範囲を確認し、破損物等の片付けを行うなど利用室内の整理・清掃を行うとともに、受付・避難所看板を設置する。

避難者を建物内に誘導する際に、受付で避難者名簿に氏名・住所等を記入してもらう。多人数が集中した場合は、記入が事後となることもやむを得ないが、可能な限り早い段階で基礎的な内容だけでも記入してもらう。

(3) 災害対策本部への報告

避難所を開設したら、速やかに災害対策本部に開設報告をする。

(4) 資機材、物資等の確認

避難者の建物内への誘導が完了したら、電話、パソコン等避難所運営設備等の使用可否を確認する。

また、備蓄倉庫等にある資機材・物資の状況等を確認するとともに、必要な資機材及び備蓄品等があれば災害対策本部に配給を要求する。

(5) 地域住民への周知、広報

避難所が開設されたことを地域の住民に周知、広報する。

展開期

展開期とは、災害発生時2日目から約3週間程度までの期間をいう。避難者にとっては避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期である。

(6) 居住組の代表選出

災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、本格的な避難所運営体制づくりに取り組む。

各居住組では組長と各活動班の代表者を決める。組長等は可能な限り交替制とするなど個人に負担が偏らないように注意する。

(7) 避難所内で発生する様々な作業を行うため、以下のような活動班を作る。

- ・総務班
- ・被災者管理班
- ・情報広報班
- ・施設管理班
- ・食料・物資班
- ・救護班
- ・衛生班
- ・ボランティア班

(8) 避難所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化に伴い、避難場所の移動が必要な場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合などにより避難場所の移動を行う。

また、避難所開設直後から、避難所内で場所の移動があり得ることを周知しておくことも必要である。

安定期

安定期とは、災害発生後の3週間目以降をいう。

毎日の生活に落ち着きが戻るが、長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下する時期でもある。また、被災者の多様化するニーズに対して、柔軟な対応が必要とされる時期である。

(9) 活動班の再編成

避難者の減少により、避難所の規模を縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や班の再編成を行う。

(10) 避難所内での場所の再移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合などに伴う避難場所の移動を行う。

撤収期

撤収期とは、周辺のライフライン機能が回復し、被災者にとっての本来の生活が再開可能となるため、避難所生活の必要性がなくなる時期である。避難者の生活再建、避難所の本来業務の再開に向けての対応が必要な時期である。

(11) 避難所の撤収

避難所運営業務の残務整理を終えたら、避難所の運営に関する記録、使用した台帳等の整理をし、災害対策本部に引き継ぐ。また、使用した施設は元の状態に戻し、清掃をした上で、避難所を撤収する。

資料一指定している避難所等

(1) 避難所

番号	施 設 名	電 話	所 在 地	面 積 (㎡)	
				屋 内	屋 外
1	町立第二保育所	961-0960	広瀬五丁目2番22号	120	590
2	町立第一小学校	961-1193	広瀬一丁目5番5号	450	5,020
3	広瀬公民館	961-4967	広瀬一丁目4番37号	180	0
4	教育センター	962-4255	広瀬三丁目1番30号	150	0
5	町立人権文化センター	962-4402	広瀬二丁目22番27号	250	0
6	ユニライフ山崎Ⅱ集会所	961-5088	山崎二丁目1番5号	90	0
7	山崎公民館		山崎三丁目5番4号	100	0
8	第二コミュニティセンター	962-2087	山崎三丁目2番5号	140	0
9	東大寺自治会集会所	962-4030	東大寺二丁目25番7号	50	0
10	東大寺三丁目自治会集会所		東大寺三丁目8番10号	70	0
11	商工会館	962-5112	百山4番1号	180	0
12	町立第二小学校	961-1195	東大寺四丁目167番地	500	8,500
13	町立第二中学校	962-1177	東大寺四丁目150番地	930	10,600
14	尺代公会堂		尺代424番地	30	0
15	清掃工場	961-7776	尺代490番地	50	610
16	大沢集会所		大沢609番地	30	0
17	御所の内自治会集会所		桜井四丁目9番12号	30	0
18	ふれあいセンター	961-1010	桜井三丁目4番1号	1,500	1,540
19	町立体育館	962-1331	桜井二丁目11番22号	890	0
20	町立第四保育所 ※令和2年度中までふれあいセンターへ移転予定	962-6376	桜井二丁目7番1号	140	430
21	桜井公会堂	962-6779	桜井二丁目12番12号	190	0
22	町立第三小学校	962-2521	桜井二丁目25番1号	610	6,400
23	町立第一幼稚園	961-6456	青葉三丁目1番1号	350	730
24	府立島本高校	962-3265	桜井台15番1号	1,200	7,300
25	町立第一中学校	961-1197	水無瀬一丁目19番4号	860	7,600
26	町立第四小学校	962-2311	高浜二丁目2番1号	730	11,110
27	高浜公会堂	962-4898	高浜一丁目14番1号	110	0
28	桜井台自治会集会所		桜井台151番地153	70	0

番号	施 設 名	電 話	所 在 地	面 積 (㎡)	
				屋 内	屋 外
29	緑地公園住宅集会所	962-2910	山崎二丁目1番9号	115	0
30	府営島本江川住宅集会所	962-8373	江川一丁目16番20号	100	0
31	若山台集会所	962-7048	若山台二丁目3番28号	50	0
32	若山台第二住宅集会所	962-7219	若山台一丁目3番7号	35	0
33	若山台第三住宅集会所	962-8622	若山台一丁目5番16号	40	0
34	高浜西自治会集会所		高浜二丁目17番4号	70	0
合 計				10,410	60,430

(2) 福祉避難所

番号	施 設 名	電 話	所 在 地
1	特別養護老人ホーム弥栄の郷	961-0171	山崎五丁目3番25号
2	老人保健施設「若山荘」	961-6789	大字広瀬1121番地